

令和6年度 やまなし美食インバウンドプロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、山梨県が発注する令和6年度やまなし美食インバウンドプロモーション業務を受託する者の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

令和6年度 やまなし美食インバウンドプロモーション業務

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務の趣旨

本県では、新たな食ブランドの確立及び「食」を目的とした本県への誘客促進、観光産業の収益向上を図るため、県内の素晴らしいロケーションの中で、旬の県産食材を使用した料理とワイン・日本酒など多様な県産酒とのペアリングや五感で味わう体験を『やまなしの美食』と位置づけている。

そのため、県では、若手シェフが県内で開業もしくは成長できるよう多面的（技術向上、顧客確保、食材流通等）な支援を行っており、当該事業は、若手シェフの技術の向上及び顧客の確保につなげるために、食への興味・造詣が深い国内外の富裕層を対象に「特別ダイニングイベント」を開催するものである。

<参考>

- ・やまなし美酒・美食リーフレット

https://www.pref.yamanashi.jp/documents/106265/bisyu_bisyoku_leaflet.pdf

- ・「ワイン県やまなし」の美酒・美食ページ

https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sk/bishoku/top_page_since_2022.html

4 業務内容

(1) 県内若手シェフを起用した特別ダイニングイベントの開催

① イベント全般

- ・イベントは、若手シェフが国内外の富裕層に対し、県産食材を使った特別感のある料理を振る舞うことで、本県の食の魅力を伝えるとともに、若手シェフの成長の場となるような内容とすること。

② 開催時期・会場

- ・本県の食材の特性を踏まえ、開催時期及び回数を提案すること。なお、実際の開催時期等は県と協議の上決定する。
- ・会場は県内とし、候補を提案すること。なお、会場は基本的に屋内とするが、イベント会場、実店舗（レストラン）など形態は問わない。

③シェフの選定

- ・本県で開業済み、または本県で開業を目指している将来性豊かな若手シェフとすることとし、選定理由と実現可能性も踏まえて候補者を提案すること。なお、最終的なシェフの選定は県との協議を経て決定するものとする。
- ・国内外の有名シェフとのコラボレーション企画等を検討する場合は、その候補シェフを実現可能性も踏まえて提案すること。

④参加者の選定

- ・参加者数は合計 20 人以上とすること。（2 回開催であれば各回 10 人など）
- ・参加者属性は、食への興味・造詣が深い国内外の富裕層とすること。また、最低 1 組は外国人を参加させること。（国内在住外国人も可）
- ・参加者の募集にあたっては、クレジットカード会社等と連携するなどし、登録情報やカード利用状況等から所得層などの属性が分かる者を対象とすることとし、その募集方法について実現可能性も踏まえた提案をすること。（自社で属性情報が取得できる場合、必ずしも別事業者との連携は求めない）

⑤アンケートの実施、集計、分析

- ・イベント開催後に、若手シェフの成長につなげられるような詳細なヒアリング調査を参加者全員に対し行い、集計・分析結果を報告書に記載すること。
- ・アンケート内容は県と協議すること。

⑥事業全体の管理・運営

- ・事業全体の管理・運営を担い、シェフや関係事業者との調整など、事業の円滑な進行を行うこと。
- ・定例ミーティングの実施など、県との情報共有体制を構築すること。なお、ミーティングはオンラインでの実施も可とする。
- ・イベント当日の様子や提供された料理、飲料（ワイン、日本酒など）について、県による広報に活用するための写真を記録すること。
- ・県やシェフ等の関係事業者とのミーティング結果を記録にまとめ、県に提出すること。

(2) KPI (効果測定)

- ア イベント参加者数 20人以上(最低1組は外国人を含めること)
- イ その他事業目的達成に寄与する目標設定があれば提案すること

5 成果物

(1)報告書の提出

- ア 報告書(A4縦、横書き)
- イ イベント写真(画像サイズ、解像度等は県と相談すること)
- ウ その他県が指定するもの(打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント)

(2)納品方法

- ア 紙媒体(カラー版) 1部 郵送又は持参
- イ 電子媒体(ファイル形式:PDF) メール

(3)納期

令和7年3月31日(月)

(4)事業成果の帰属

本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利(以下、「著作権等」という)は県に帰属するものとし、県はウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。

成果物に第三者の著作物等が含まれている場合、当該著作物等(当該著作物等を改変したものを含む)の著作権等は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、これを無償で永久的に、非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

6 納品先

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1(山梨県庁別館2階)

山梨県 観光文化・スポーツ部 観光振興課 国際観光振興担当

7 留意事項

- (1)個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

本業務の受託者は、調査の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人、情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期すること。

(2)一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。

(3)会計検査への協力等

委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員及び会計検査院の検査の対象となる。検査となった場合は、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

8 その他

(1)受託事業者は、県と十分に協議を行いながら全体の業務を進めること。

(2)本仕様書に記載のない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定する。

(3)本仕様内容の遂行に必要な人員、機材等については、受託事業者が手配すること。